

宇部フロンティア大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 宇部フロンティア大学（以下「本学」という）は、学園創始の理念である「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神に掲げ、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り大学教育を施し、持続可能な社会の進展と福祉社会の実現に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 心理学部は、現在社会における複雑化した諸問題を、心理学の視点から総合的・横断的に、地域に密着した形で教育研究し、自らの力で課題を見出し、最適の解決方法を考え、実行する能力を涵養することを目的とする。

(1) 心理学部心理学科は、人々のニーズに応じた心理的实践を医療、福祉、教育、司法、産業などの現場で展開できる幅広い教養及び高度な専門的知識・技術、判断力をもつ人材の育成を目的とする。

3 看護学部は、現在社会における複雑化した諸問題を、「人間と健康のあり方」の視点から総合的・横断的に、地域に密着した形で教育研究し、自らの力で課題を見出し、最適の解決方法を考え、実行する能力を涵養することを目的とする。

(1) 看護学部看護学科は、生命の尊厳や基本的人権を擁護できる高い倫理観、幅広い教養、豊かな人間性並びに看護の現象・事象に的確に対応できる高度な専門的知識・技術、判断力を備えた看護職者の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の実施体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、外部評価による検証を行う。

4 前項の外部評価の実施体制については、別に定める。

第2章 学部等の組織

(学部、学科及びコース)

第3条 本学に、心理学部及び看護学部を置く。

2 学部に所属する学科は、次のとおりとする。

心理学部 心理学科

看護学部 看護学科

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

人間科学研究科 修士課程

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(学生定員)

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
心理学部	心理学科	40名	5名	170名
看護学部	看護学科	50名	5名	210名
合 計		90名	10名	380名

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

第3章 通則

(学年及び授業期間)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1学年の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第7条 学年を分けて、前学期及び後学期とし、原則として次の期間とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学期内での各授業科目の配置については、前半・後半等に分けて配置することができる。

(休業日)

第8条 次に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 春季休業

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

2 前項第2号から第4号までの各号に掲げる休業の期間は、年度の初めに学長が定める。

3 臨時の休業日は、そのつど学長が定める。

4 必要がある場合は、学長は第1項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業その他を課することがある。

第4章 教職員、大学評議会及び教授会

(教職員)

第9条 本学に、次の教職員を置く。

(1) 学長

(2) 教授

(3) 准教授

(4) 講師

(5) 助教

(6) 助手

(7) 事務職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する。

(副学長及び学部長等)

第10条 本学に、副学長を置き、教授をもって充てる。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 3 心理学部及び看護学部に、学部長を置き、それぞれ当該学部の専任教授をもって充てる。
- 4 大学院人間科学研究科に研究科長を置き、人間科学研究科担当の専任教授をもって充てる。
- 5 附属図書館に、館長を置き、教授をもって充てる。

(大学評議会)

第11条 本学に、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第11条の2 心理学部及び看護学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

第5章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 長期履修を希望する者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は、別に定める。
- (在学期間)

第13条 在学期間は、8年を超えることはできない。

- 2 長期履修学生の在学年限は、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第14条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 長期履修学生の教育課程は、別に定める。
- 3 授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 第3項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目)

第15条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第1-1、第1-2のとおりとする。
- 3 コミュニケーション科目のうち留学生が受講する語学関連科目については別に定める。

(単位算定の基準)

第16条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の成果を評価して単位を授与する授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を別に定める。

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、試験等に合格した者に所定の単位を与える。

2 授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、本学において修得したものと認定することができる。外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位についても同様とする。

2 前項により認定することができる単位数については、別に定める。

第7章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び卒業

(入学の時期)

第21条 入学は、学年の始めとする。

2 学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第22条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (7) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者が本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
- (入学者の選考)

第 2 3 条 入学者は、入学志願者につき試験の上これを定める。

(編入学)

第 2 4 条 次の各号の一に該当する者で本学心理学部第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

ただし、本学に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り実施する。

- (1) 他の大学において 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第 122 条に規定した専修学校の専門課程を修了した者で、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者

2 次の各号の一に該当する者で本学看護学部第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

- (1) 短期大学の看護系学科を卒業した者
- (2) 看護系の専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上、総授業時間数 1,700 時間以上）を卒業した者
- (3) 高等学校の看護系専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）

(転入学等)

第 2 5 条 他の大学に在学する者が本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 転学部、転学科は原則として認めない。ただし、特別の理由がある場合は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

(再入学)

第 2 6 条 本学を退学した者が退学後 2 年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

(入学手続及び入学許可)

第 2 7 条 第 23 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本

学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前2項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第28条 編入学、転入学又は再入学を許可された者の既修得単位の認定及び修業年限の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

(休学)

第29条 学生は、次の場合、書面をもって本学に願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(1) 疾病により2か月以上学修することができない場合

(2) その他特別の理由によって学修できない場合

- 2 学長は、前項各号の一に該当し、学修することが適当でないと認めたときは、教授会の議を経て、休学を命ずることがある。

(休学の期間)

第30条 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第31条 休学した期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第32条 休学している学生が復学する場合は、書面をもって本学に願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第33条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって本学に願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第34条 外国の大学で学修することを志願する学生は、書面をもって本学に願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める修業年限に算入することができる。

(退学)

第35条 退学しようとする学生は、書面をもって本学に願いを提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第36条 所定の教育課程を修了した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専攻分野の名称
心理学部	心理学科	心理学
看護学部	看護学科	看護学

- 3 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 教育職員の免許状授与等の所要資格の取得

(教育職員の免許状)

第36条の2 看護学科において、養護教諭一種免許状を得ようとする者は、教職免許法（昭和24年法律第147号）及び教育免許法施行規則（昭和29年文部科学省令第27号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

(資格)

第36条の3 心理学科において、公認心理師の受験資格を得ようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ大学及び大学院で公認心理師法及び同法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める科目及び単位を修得しなければならない。なお、公認心理師の受験資格取得等に関する規則は、別に定める。ただし、教養履修学生は心理実習を履修することはできない。

第9章 長期履修学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生及び教養履修学生

(長期履修学生)

第37条 一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が長期履修学生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第38条 本学学生以外の者であって、本学の1若しくは複数の授業科目の履修を希望する者については、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第38条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

(研究生)

第39条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

(委託生)

第40条 官公庁、団体及び学校等から、その所属する職員に、本学での研究指導の委託の願い出があるときは、教授会の議を経て、学長が委託生として受け入れることができる。

(外国人留学生)

第41条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を

許可することがある。

(教養履修学生)

第41条の2 社会教養の修得を目的として、入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が教養履修学生として入学を許可することがある。ただし、心理学部に限る。

(その他)

第42条 長期履修学生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生及び教養履修学生に関する規則は、別に定める。

第10章 入学検定料、入学料及び授業料並びにその他の費用

(入学検定料、入学料及び授業料並びにその他の費用の額)

第43条 入学検定料、入学料及び授業料の額並びにその他の費用は、別表第2-1のとおりとする。

- 2 本学において、学外での実習を希望する者については、別表第2-2に定める心理関連施設実習費及び別表第2-3に定める特別課程履修費を徴収する。
- 3 本学を卒業又は中途退学し、再度入学を志願した者については入学検定料を、その入学者については入学料を免除する。
- 4 宇部フロンティア大学短期大学部からの編入学志願者については入学検定料を、その入学者については入学料を免除する。
- 5 学校法人香川学園が設置する宇部フロンティア大学附属香川高等学校からの入学を志願した者については入学検定料を、その入学者については入学料を免除する。

(授業料及びその他の費用の納付)

第44条 授業料及びその他の費用は、2期に分けて年額の2分の1ずつを指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事情があると認められる者は、延納又は分納を認めることがある。
- 3 在学5年目以降の授業料は、別表2-4に定める。

(休学中、停学中及び退学時の授業料及びその他の費用)

第45条 休学中の学生のその期間中の授業料及びその他の費用は、徴収しない。ただし、休学が学期の途中から始まる場合は、別に定める方法により、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料及びその他の費用を免除する。

- 2 停学中の学生のその期間中の授業料及びその他の費用は、徴収する。
- 3 退学が学期途中の学生の授業料及びその他の費用は、月割で徴収する。

(長期履修学生等の納付金)

第46条 長期履修学生、科目等履修生、研究生、委託生、外国人留学生及び教養履修学生の納付金については、別表第3のとおりとする。

(納付金の減免)

第46条の2 特別の事情ある学生に対しては、その事情により授業料等納付金を減免することがある。

(納付金等の返還)

第47条 既納の入学検定料、入学料及び授業料並びにその他の費用は、原則として返還しない。ただし、入学辞退の申出であった場合に限り、入学検定料及び入学料を除いた額を返還する。

第11章 賞罰

(学業成績が優秀な学生に対する授業料の免除)

第48条 学業成績が特に優秀と認められる者には、学長は、授業料を免除することができる。

(表彰)

第49条 研究その他の業績の顕著な学生に対して、学長は、表彰規程に基づき表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本学の学則に違反し又は学生としての本分に反する行為があった者に対する懲戒は、懲戒規程に基づき学長が行う。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 秩序を著しく乱した者
 - (3) 学生の本分に著しく反した者

第12章 除籍

(除籍)

第51条 次の各号の一に該当する学生の除籍は、教授会の議を経て、学長が行う。

- (1) 第13条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第30条に規定する休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第13章 附属施設

(附属施設)

第52条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 附属地域研究所
 - (2) 附属国際交流センター
- 2 附属施設に関する規程は、別に定める。

第14章 厚生施設等

(厚生施設等)

第53条 本学に、保健室及び学生相談室を置く。

- 2 保健室及び学生相談室に関する規則は、別に定める。

第15章 改廃

(改廃)

第54条 この学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年7月24日から施行し、平成14年6月13日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第43条、第45条、第47条については、平成14年11月1日から適用する。
- 2 この改正学則中、第24条の規定により平成15年度に宇部短期大学から編入学した者については、学則第43条第1項の規定にかかわらず、平成15年度の授業料、施設設備費及び実験実習費の半額を免除する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第44条、第45条及び第52条の2については、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この改正学則中、別表第3（第46条関係）中の長期履修学生に係る費用の額は、平成15年度に入学した者については、その者の卒業までは、従前の額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までの入学定員、第3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		人間社会学科	児童発達学科	合 計
平成 17年度	入学定員	150	50	200
	第3年次編入学定員	40	—	40
	収容定員	830	50	880
平成 18年度	入学定員	150	50	200
	第3年次編入学定員	40	—	40
	収容定員	780	100	880
平成 19年度	入学定員	150	50	200
	第3年次編入学定員	30	10	40
	収容定員	720	160	880

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの入学定員、第3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		人間社会学科	福祉心理学科	児童発達学科	合 計
平成 18年度	入学定員	—	150	50	200
	第3年次編入学定員	40	—	—	40
	収容定員	630	150	100	880
平成 19年度	入学定員	—	150	50	200
	第3年次編入学定員	30	—	10	40
	収容定員	420	300	160	880
平成 20年度	入学定員	—	150	50	200
	第3年次編入学定員	—	30	10	40
	収容定員	180	480	220	880

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの入学定員、第3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		人間社会学部			人間健康学部	合 計
		人間社会学科	福祉心理学科	児童発達学科	看護学科	
平成 19年度	入学定員	—	100	50	80	230
	第3年次編入学定員	30	—	10	—	40
	収容定員	420	250	160	80	910
平成 20年度	入学定員	—	100	50	80	230
	第3年次編入学定員	—	10	10	—	20
	収容定員	180	360	220	160	920
平成 21年度	入学定員	—	100	50	80	230
	第3年次編入学定員	—	10	10	5	25
	収容定員	—	470	220	245	935

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第46条については、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成22年度以降の入学定員、第3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		人間社会学部		人間健康学部	合 計
		福祉心理学科	児童発達学科	看護学科	
平成 22年度	入学定員	70名	0名	80名	150名
	第3年次編入学定員	10名	0名	5名	15名

	収容定員	390名	160名	330名	880名
平成 23年度	入学定員	70名	0名	80名	150名
	第3年次編入学定員	10名	0名	5名	15名
	収容定員	360名	100名	330名	790名
平成 24年度	入学定員	70名	0名	80名	150名
	第3年次編入学定員	10名	0名	5名	15名
	収容定員	330名	50名	330名	710名
平成 25年度	入学定員	70名	0名	80名	150名
	第3年次編入学定員	10名	0名	5名	15名
	収容定員	300名	0名	330名	630名

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年度以降の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		人間社会学部	人間健康学部	合 計
		福祉心理学科	看護学科	
平成 25年度	入学定員	70名	80名	150名
	第3年次編入学定員	10名	5名	15名
	収容定員	300名	330名	630名

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第3条、第17条第2項、第36条の3及び別表1-1は、平成28年4月1日以降の入学者から適用し、平成28年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1-1は、平成30年4月1日以降の入学者から適用し、

平成30年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第1-2は、平成31年4月1日以降の入学者から適用し、平成31年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年度以降の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		心理学部 心理学科	人間社会学部 福祉心理学科	人間健康学部 看護学科	合 計
令和 2年度	入学定員	70	—	80	150
	第3年次編入学定員	—	10	5	15
	収容定員	70	230	330	630
令和 3年度	入学定員	70	—	80	150
	第3年次編入学定員	—	10	5	15
	収容定員	140	160	330	630
令和 4年度	入学定員	70	—	80	150
	第3年次編入学定員	5	—	5	10
	収容定員	215	80	330	625

- 3 この学則による改正後の第1条、第3条、第10条、第11条の2、第36条、第36条の3、第41条の2、第43条、別表第1-1、別表第2-2及び別表第2-4は、令和2年4月1日以降の入学者から適用し、令和2年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第2-1の規定にかかわらず、人間社会学部福祉心理学科の入学検定料、入学科及び授業料並びにその他の費用は次の通りとする。

単位：円

区分	金額
入学検定料	25,000
入学金	250,000
授業料	660,000
施設設備費	320,000
実験実習費	30,000
計	1,010,000

附 則

この学則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の別表第 1-2 は、令和 4 年 4 月 1 日以降の入学者から適用し、令和 4 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の別表第 1-1 は、令和 6 年 4 月 1 日以降の入学者から適用し、令和 6 年 3 月 31 日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、令和 8 年度以降の入学定員、第 3 年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		心理学部 心理学科	看護学部 看護学科	合 計
令和 8 年度	入学定員	40	50	90
	第 3 年次編入学定員	5	5	10
	収容定員	260	300	560
令和 9 年度	入学定員	40	50	90
	第 3 年次編入学定員	5	5	10
	収容定員	230	270	500
令和 10 年度	入学定員	40	50	90
	第 3 年次編入学定員	5	5	10
	収容定員	200	240	440

別表第1-1(第15条関係)

心理学部心理学科 授業科目

科目群	科目名	配当 年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
基礎 科目	入門	心理学基礎ゼミナールⅠ	1	1		必修8単位 計10単位以上	
	入門	心理学基礎ゼミナールⅡ	1	1			
	情報 処理	情報処理演習 (情報リテラシー)	1	1			
		情報処理演習 (文書作成)	1	1			
		情報処理演習 (表計算)	1	1			
		情報処理演習 (プレゼンテーション)	1	1			
	語学	*日本語Ⅰ (留学生向け)	1		1		
		*日本語Ⅱ (留学生向け)	1		1		
		*日本語Ⅲ (留学生向け)	2		1		
		*日本語Ⅳ (留学生向け)	2		1		
		英語Ⅰ	1	1			
		英語Ⅱ	1	1			
		ビジネス英語Ⅰ	2		1		
		ビジネス英語Ⅱ	2		1		
		心理学英語文献演習Ⅰ	2		1		
		心理学英語文献演習Ⅱ	2		1		
	基礎・教養科目	社会 の 理 解	社会学	1			2
法学			1		2		
経済学			1		2		
経営学			1		2		
地域文化論			1		2		
ジェンダー・人権論			1		2		
時事問題講読Ⅰ			1		1		
時事問題講読Ⅱ			1		1		
自然 の 理 解		生物学	1		2		
		健康科学 (食と健康)	1		2		
		人体の構造と機能及び疾病	1		2		
		動物と心理学	1		2		
		地球の環境	1		2		
		統計学基礎	1		2		
人間 の 理 解		脳科学	1		2		
		心理学	1		2		
		芸術と心理	2		2		
		文学	1		2		
		哲学	1		2		
		倫理学	1		2		
	文化人類学	1		2			
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 目	日本語表現法演習Ⅰ	1	1			必修4単位 計4単位以上	
	日本語表現法演習Ⅱ	1	1				
	異文化コミュニケーション論	2		2			
	コミュニケーション論	2		2			
	表現アートセラピー演習Ⅰ	2		1			
	表現アートセラピー演習Ⅱ	2		1			
	フィールドスタディⅠ	3	1				
	フィールドスタディⅡ	3	1				
フィールドスタディⅢ	4		1				
キ ャ リ ア 科 目	キャリアデザインⅠ	1	1			必修4単位 計4単位以上	
	キャリアデザインⅡ	2	1				
	キャリアデザインⅢ	3	1				
	キャリアデザインⅣ	4	1				
	キャリア形成実践演習	2		1			
	インターンシップⅠ	3		1			
	インターンシップⅡ	3		1			

科目群	科目名	配当年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門科目	基礎心理学科目	心理学概論Ⅰ	1	2		必修22単位 計64単位以上	
		心理学概論Ⅱ	1	2			
		知覚・認知心理学	1		2		
		発達心理学	1		2		
		学習・言語心理学	2		2		
		社会・集団・家族心理学（社会・集団心理学）	2		2		
		神経・生理心理学	3		2		
		感情・人格心理学（人格心理学）	3		2		
		感情・人格心理学（感情心理学）	3		2		
		研究法・実験	心理学研究法	1	2		
			心理学研究法演習	2			1
			心理学統計法	2	2		
			心理学統計法演習	2			1
			心理調査法	2			2
	心理学実験Ⅰ		2	2			
	心理学実験Ⅱ		2		2		
	心理学研究総合演習		3		2		
	応用心理学科目	ビジネス心理学概論	2	2			
		臨床心理学概論	2	2			
		健康・医療心理学	3		2		
		福祉心理学	3		2		
		ポジティブ心理学	3		2		
		社会・集団・家族心理学（家族心理学）	3		2		
		老年心理学	3		2		
		教育・学校心理学	3		2		
	ビジネス心理学関係	コミュニティ心理学	3		2		
		司法・犯罪心理学	4		2		
		経営組織論	2		2		
		消費者行動論	2		2		
		行動経済学	2		2		
		組織行動論	2		2		
		デザイン心理学	2		2		
経営戦略論		3		2			
マーケティング論		3		2			
産業・組織心理学		3		2			
心理学展開科目	マスメディア論	3		2			
	会計・金融論	4		2			
	公認心理師の職責	2		2			
	関係行政論	2		2			
	心理学的支援法	2		2			
	障害者・障害児心理学	3		2			
	精神疾患とその治療	3		2			
	心理的アセスメント	3		2			
	発達障害児支援論	3		2			
	チーム医療論	4		2			
	心理検査法演習	4		1			
	集団心理療法演習Ⅰ	2		1			
	集団心理療法演習Ⅱ	2		1			
	心理演習Ⅰ	2		1			
ゼミナール・卒業研究	心理演習Ⅱ	3		1			
	心理実習指導	3		1			
	心理実習Ⅰ	4		2			
	心理実習Ⅱ	4		2			
	ゼミナールⅠ	2	1				
ゼミナールⅡ	2	1					
ゼミナールⅢ	3	1					
ゼミナールⅣ	3	1					
卒業研究	4	4					
合計			38	142	0	124単位以上 ^{注)}	

* 留学生対象科目

注) 卒業要件の基礎・教養科目26単位と専門科目64単位との合計90単位と、卒業所要単位数の合計124単位との差34単位については、基礎・教養科目と専門科目の中から自由に選択すること。

別表第1-2(第15条関係)

看護学部看護学科 授業科目

科目群	科目名	配当年次	単位数			備考		
			必修	選択	自由			
基礎・教養科目	入門	基礎ゼミナールⅠ(スタディスキル)	1	2		26単位以上		
		基礎ゼミナールⅡ(キャリアデザイン)	1	2				
	情報処理	情報処理の基礎	1	2				
		情報処理演習	1		1			
	語学	エッセンシャルイングリッシュ	1	1				
		アドバンストイングリッシュ	1	1				
		オーラルイングリッシュ	1		1			
		メディカルイングリッシュ	2	1				
		ライセンスイングリッシュ	1~4		1			
		海外語学研修	1~4		1			
	社会の理解	社会学	1		2			
		ボランティアと社会	1		2			
		憲法・人権論	1	2				
		法学	1		2			
	自然の理解	地域文化論	1		2			
		生物学	1		2			
		化学	1		2			
		物理学	1		2			
		地球の環境	1		2			
	人間の理解	データの科学的な見方	2	2				
		哲学	1		2			
		日本語の実践	1	2				
		文学	1		2			
		心理学	1		2			
		健康と音楽	1		2			
		健康スポーツ	1		2			
		倫理学	1		2			
	専門教育科目	人間の理解	文化人類学	1			2	98単位以上
			人体の構造と機能Ⅰ	1	2			
			人体の構造と機能Ⅱ	1	1			
			生涯発達心理学	1			1	
		健康の理解	コミュニケーション論(カウンセリングを含む)	1	2			
			微生物・免疫学	1	2			
病理学			1	2				
薬理・薬剤学			1	2				
生化学・栄養学			2	2				
疾病論Ⅰ			2	2				
疾病論Ⅱ			2	2				
公衆衛生学		2	2					
社会の理解		疫学	2	2				
		保健統計	3		2			
		社会保障論	2		1			
基礎看護学		社会福祉論	2	2				
		看護学概論	1	2				
		看護理論	1	1				
		基礎看護援助論Ⅰ(共通看護技術)	1	1				
		基礎看護援助論Ⅱ(生活援助技術)	1	1				
		基礎看護援助論Ⅲ(診療補助技術)	2	1				
		基礎看護援助論Ⅳ(診療補助技術)	2	1				
		看護過程論	2	1				
		家族論・家族関係論	2	1				
		臨床看護総論	2	1				
臨地実習		看護情報学	2	1				
		医療安全管理学	2	1				
看護実践の展開・応用		基礎看護学実習Ⅰ(看護導入実習)	1	1				
		基礎看護学実習Ⅱ(看護展開実習)	2	2				
		地域在宅看護論	公衆衛生看護学概論	2	2			
			在宅看護総論	2	2			
			在宅看護援助論	3	2			
		成人看護学	成人看護総論	2	2			
	ヘルスアセスメント		2	1				
	成人看護援助論Ⅰ		3	2				
	成人看護援助論Ⅱ		3	2				
	ターミナルケア論		4		1			
緩和ケア論	3			1				
リハビリテーション看護論	3		1					

科目群	科目名	配当 年次	単位数			備考	
			必修	選択	自由		
専門教育科目	小児看護学	小児看護総論	2	2		98単位以上	
		小児看護援助論	3	2			
	母性看護学	母性看護総論	2	2			
		母性看護援助論	3	2			
	老年看護学	老年看護総論	2	2			
		老年看護援助論	3	2			
	精神看護学	精神看護総論	2	2			
		精神看護援助論	3	2			
	臨地実習	在宅看護論実習	4	2			
		成人看護学実習Ⅰ（周手術期）	3	2			
		成人看護学実習Ⅱ（慢性期）	3	2			
		成人看護学実習Ⅲ（成人統合）	3	2			
		小児看護学実習	3	2			
		母性看護学実習	3	2			
		老年看護学実習	4	2			
		精神看護学実習	4	2			
	看護学の統合 と実践	総合ゼミナール	4		1		
		看護管理学	3	1			
		看護教育学	4		1		
		身体コミュニケーション論	2		1		
		災害看護論	4		1		
		国際看護論	3		1		
		チーム医療論	4	1			
		総合看護演習	4	2			
		臨地実習	地域体験実習	2	2		
			総合看護実習	4	2		
	研究	看護研究方法	3	1			
		看護研究	4	2			
	保健師関連科目	公衆衛生看護学	公衆衛生看護支援論	3			4
			公衆衛生看護活動論	3			4
公衆衛生看護管理論			3		4		
保健医療福祉行政論			3		2		
公衆衛生看護学実習		公衆衛生看護基礎実習	3		1		
		公衆衛生看護学実習Ⅰ（市町村）	4		3		
		公衆衛生看護学実習Ⅱ（保健所）	4		1		
教職科目	教育社会学	1～2		2			
	教育原理	1～2		2			
	教職概論	1～2		2			
	子どもの発達と学習	1～2		2			
	特別支援教育論	1～2		2			
	教育課程論	1～2		2			
	特別活動論（道徳及び総合的な学習を含む）	1～2		2			
	教育方法・技術論	1～2		2			
	生徒指導論	1～2		2			
	教育相談・カウンセリング	1～2		2			
	健康相談活動	1～2		2			
	学校保健	1～2		2			
	養護概論	1～2		2			
	養護実習指導	3		1			
	養護実習	3		4			
	学校体験活動	1～2		1			
	教職実践演習（養護教諭）	4		2			
補習科目	生物学の基礎	1		1			
	化学の基礎	1		1			
	物理学の基礎	1		1			
	数学の基礎	1		1			
	英語の基礎	1		1			
合 計			109	65	39	*124単位以上	

*保健師関連科目、教職科目、補習科目を除く

別表第2-1（第43条関係）

入学検定料、入学料及び授業料並びにその他の費用

単位：円

区 分	金 額	
	心理学部	看護学部
入学検定料①	25,000	
入学検定料②	15,000	
入学料	250,000	
授業料	660,000	980,000
施設設備費	320,000	300,000
実験実習費	30,000	170,000
計	1,010,000	1,450,000

※ 入学検定料①は、大学入学共通テストを利用しない場合の入学試験に係る金額
 入学検定料②は、大学入学共通テストを利用する場合の入学試験に係る金額

別表第2-2（第43条関係）

心理学科心理関連施設実習費（実習希望者のみ納入）

単位：円

対 象	金 額	納 入 時 期
心理実習 I・II	30,000	・4年前期に全額納入

別表第2-3（第43条関係）

特別課程履修費

単位：円

学科等	対 象	金 額	納 入 時 期
看護学科	養護教諭養成課程受講者	75,000	3年後期に40,000円、4年前期に35,000円納入
看護学科	保健師選択受講者	200,000	3年前期に50,000円、3年後期に50,000円、4年前期に100,000円納入

在学5年目以降の授業料

別表第2-4（第44条関係）

単位：円

学部	基本授業料（年額）	1単位当たりの単価
心理学部	350,000	20,000
看護学部	500,000	30,000

※ 授業料＝基本授業料＋単位料（1単位当たりの単価×履修単位数）

在学5年目以降とは、休学した学期を除き、4年在学した翌学期以降のことをいう。

入学検定料、入学料及び授業料並びにその他の費用

別表第3（第46条関係）

単位：円

区 分	長期履修学生	科目等履修生	研究生	委託生	外国人留学生	教養履修学生
入学検定料	25,000	免 除	13,000	13,000	*25,000	25,000
入学料	50,000	免 除	75,000	75,000	免 除	50,000
授業料	1単位 20,000	1単位 12,000	325,000	325,000	330,000	315,000
施設整備費	—	免 除	免 除	免 除	160,000	免除
実験実習費	実 費	実 費	免 除	免 除	15,000	免除
計			325,000	325,000	505,000	315,000

* 国外で受験する者は、在留資格認定証明書の交付後に納入する。